

「原子力防災のしおり」の見直しについて

1 「原子力防災のしおり」の目的

原子力災害の特殊性や災害発生時に取るべき行動と留意点等について、分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、原子力防災について周知を図る。(過去、平成26年3月及び平成30年3月に作成・配布)

2 見直しの考え方

- 分かりやすさ・見やすさに配慮

- 以下の項目を追加
 - ・原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの活用
 - ・新型コロナウイルス感染症などの感染症流行下での対応

3 配布先

- (1) 関係9市町のPAZ・UPZ内全世帯
薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，始良市，さつま町，長島町

- (2) 避難受入自治体
 - ① 県内（9市町）
枕崎市，指宿市，垂水市，曾於市，霧島市，南さつま市，南九州市，伊佐市，湧水町

 - ② 県外（熊本県，同県内2市町）：熊本県，水俣市，芦北町

- (3) その他県内市町村：上記(1)及び(2)を除く25市町村

- (4) 国等：原子力規制庁，内閣府（原子力防災担当），自衛隊，海保など

- (5) その他県関係機関等：保健所，県警等

※ 「原子力防災のしおり」については県ホームページに掲載予定

4 作成部数：日本語版13万部（※ 外国語版は令和5年度に検討）

5 専門委員会における御意見等とその対応

(1) 今の空間線量についての住民への周知（第9回）

→ 「原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」の記載を追加

(2) 避難時間シミュレーション結果を踏まえた広報・啓発（第10回）

→ 「指示に基づかない住民避難の抑制」の記載を追加

(3) 要配慮者避難の負担が大きいため、避難のオーダーを考える機会があってもよい。 (第17回)

→ 「放射線防護対策施設への避難」の記載を充実化

6 構成案

現行	見直し案
<p>1 原子力災害とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害の特殊性 ・ 日常生活での放射線 ・ 原子力災害における心構え ・ 住民への情報伝達手段 <p>・ 原発からの距離を知りましょう</p> <p>・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</p> <p>2 原子力災害が発生したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害が発生したときに出される指示 <p>3 原子力災害発生時に指示が出されたら</p> <p>(1) P A Zにお住まいの方の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示が出されたら <p>(2) U P Zにお住まいの方の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避の指示が出されたら ・ 一時移転・避難の指示が出されたら ・ 避難退域時検査の方法 ・ 避難退域時検査場所の候補地 <p>4 複合災害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風雨や台風時における対応 ・ 地震等により屋内退避が困難な場合における対応 <p>5 避難所での対応</p> <p>6 参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定ヨウ素剤とは ・ 環境放射線モニタリング ・ 防災関係機関連絡先 ・ もしものときに備えて（住民チェックリスト） 	<p>1 原子力災害とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害の特殊性 ・ 日常生活での放射線 ・ 原子力災害における心構え ・ 住民への情報伝達手段 ・ <u>原子力災害時住民避難支援・円滑化システム【新】</u> ・ <u>情報入手先（各機関等HPのQRコード）【新】</u> ・ 原発からの距離を知りましょう ・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 <p>2 原子力災害が発生したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害が発生したときに出される指示 <p>3 原子力災害発生時に指示が出されたら</p> <p>(1) P A Zにお住まいの方の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示が出されたら <p>(2) U P Zにお住まいの方の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避の指示が出されたら ・ 一時移転・避難の指示が出されたら ・ 避難退域時検査の方法 ・ 避難退域時検査場所の候補地 <p>4 複合災害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風雨や台風時における対応 ・ 地震等により屋内退避が困難な場合における対応 <p>5 <u>感染症流行下の対応【新】</u></p> <p>6 避難所での対応</p> <p>7 参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定ヨウ素剤とは ・ 環境放射線モニタリング ・ 防災関係機関連絡先 ・ もしものときに備えて（住民チェックリスト）

(3) 情報入手先

必ずやっておくべきことは PAZ UPZ

Q 原子力災害の指示が出された時に必ずやっておくことはあるの？

A 最初にやっておくべきこととしては、指示の内容をよく聞くことじゃ。他にもガスの元栓を締め気圧はブレーカーを切っておく。近所の人に声をかけ、戸締まりをすることも必要じゃ。災害に備えて、自宅待機の準備をしておくことも大切じゃ。

- 指示の内容をよく聞く
- ガスの元栓を締める
- 電気はブレーカーを切る
- 戸締まりをする
- 近所の人に声をかける

日頃から準備しておきたいもの

- 貴重品：現金、印鑑、印章、重要書類など
- 非常食（家族3日分）：缶詰、レトルトの食品など
- 緊急医薬品：絆創膏、絆創膏など
- 衣類等：寝巻き、タオル、洗濯機など
- 乳幼児用品：おむつ、おしりふき、お風呂グッズ
- 携帯ラジオ・懐中電灯：充電済み、電池切れ防止
- 携帯電話：充電済みにしておく
- 日常生活に欠かせないもの：メガネ、掃除機など
- 避難時などに使用するもの：マスク、ハンカチ、レインコート、靴下、タオル、ビニール袋など

避難指示が出された場合 PAZ

Q 避難の指示が出されたらどうしたら良いの？

A PAZ(5km圏内)にお住まいの方の放射線レベルの状況前に予防的に避難することになっておる。避難の指示が出されたら原則、自家用車を利用して避難するのじゃ。PAZ内の方々は、安定ヨウ素剤を事前配布するが、所持していない場合は、一時集合場所まで配布されるぞ。お住まいの地域の集合場所や避難方法に関する詳しいことは、避難川内市に聞いてみることにし。

要配慮者

- 福祉車両等により避難先へ避難します。
(ご自宅の福祉車両の方には、福祉車両に避難する場合があります。)
- 無理に避難すると健康リスクが高まる方は、放射線防護対策を講じた屋内避難先に避難し、避難準備完了後に避難先へ避難します。
(お住まいの避難先の方には、避難先へ行くための方法を案内します。)

住民

- 自家用車により避難先へ避難します。
- 自家用車での避難ができない方などは、徒歩等にて一時集合場所に集まり、バスにより避難先へ避難します。

避難場所

対象地域	避難施設	所在地	電話番号
知徳地区	総合体育センター 体育館	鹿児島市千次館1-4-20	099-255-0146
青田地区	鹿児島県文化センター(宝山ホール)	鹿児島市山下115-3	099-223-4221
水引地区	鹿児島県文化センター(宝山ホール)	鹿児島市山下1-3	099-223-4221
	かこし未開校交流センター	鹿児島市山下14-50	099-221-6600
前山地区	鹿児島市本町	鹿児島市本町7-1	099-224-9511
	鹿児島県立学校体育館	鹿児島市山谷11-3-3	099-263-6660
	門牌高等学校体育館	鹿児島市西谷山11-2-1	099-263-3733
	鹿児島県立高等学校体育館	鹿児島市山谷11-4-1	099-268-2255

(4) 感染症流行下での対応

緊急時の感染症対策は

Q 緊急時の感染症対策はどんなっているの？

A 令和2年6月に内閣府(原子力防災担当)では、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ感染症の流行下での原子力災害時における防疫措置の基本となる考え方を示している。それにあわせ、感染症の専門家や関係機関から意見を聞きながら、ガイドラインを作成し、具体的な対策などが記載されているのじゃ。

防疫措置における感染症対策

住民への周知

- 避難前に避難指示
- マスクを併用する

防災業務関係者の感染症対策

- 感染発生後関係者の防護管理に注意
- 個人用防護具を装着

濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応

- 保健所等の保健機能機関と連携し対応

事前に

- 発熱の発熱、咳を伴う
- 感染の疑いがある場合は、保健所へ連絡

POINT 状況ごとの対応

- 一時集合場所**
 - 受付場所** 広くて風通しの良い場所に設置。ただし、全面感染症に合った場合は、受付施設内に移し、放射線レベルの放出に備える。
 - 受付担当** 異なる町域をできるだけ区別し、3密(密集・密着・密接)を避ける。
 - 受付** マスク着用推奨。1日複数回及び健康観察を実施する。

避難準備

- 乗務員**
 - 個人用マスク、目の防護具、使い捨て手袋等を着用
- 乗車時**
 - 窓際をまとめて乗座、乗務員と距離を確保、座席を空ける

避難準備時検査

- 検温(体温計・インフラ赤外線体温計)を併用し、3密を避ける

指定ヨウ素剤の緊急配布場所

- 配布でなく、資料を配布、配布を怠らぬ
- 狂牛・愛乳確保先

屋内避難時及び避難所

- 自宅や福祉車両では、換気装置

医療機関や社会福祉施設では

- 屏・感染防護網(30分に1回換気)

指定避難所では

- 屏・感染防護網(30分に1回換気)

(5) その他

○ 「指示に基づかない避難の抑制」の記載追加を検討

トピック UPZ(5~30km圏内)の「屋内退避」

屋内退避の指示が出されたら

自宅や職場、最寄りの公共施設等の建物の中に速やかに入ってください。また、指示があるまで外出しないでください。

放射性物質が放出された場合、屋外で行動すると被ばくの危険性が高まるおそれがあります。

地震の影響で、自宅での屋内退避が困難になった場合は、近隣の指定避難所へ避難し、そこで屋内退避します。

一時移転・避難の指示が出されたら

UPZの住民が一齐に一時移転・避難を行うわけではありません。お住まいの地域の空間放射線量率が国の基準を超えた場合に一時移転等の指示が出されますので、各自治体の指示に従って、落ち着いて行動してください。

1時間あたり 20μSv以上	→	1週間程度内に 一時移転を行います。
1時間あたり 500μSv以上	→	数時間のうちに すぐ避難を行います。

Point! 各自治体の指示に基づく避難が大切です!

県が実施した避難時間シミュレーションでは、UPZの住民が県や関係機関の指示に基づかないで一齐に避難した場合、PAZ(5km圏内)の住民の避難時間が最長で60時間以上も長くなるとの結果が出ております。

「原子力だよりかごしまNo. 136」

<https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/infra/energy/atomic/panhu/136.html>

○ 「放射線防護対策施設への避難」の記載充実化を検討

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、近隣の放射線防護対策施設(14施設)へ移動。
- ▶ 既存の14施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計1,122人を受入れ可能。
- ▶ これら14施設では、屋内退避者のための4日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- ▶ 住民等に対し、放射線防護対策施設等について、更なる普及啓発を図る。

Map labels (Facility Name / Capacity):

- 星原集会所 (37人)
- ファミリーHP藤原 (90人)
- 水引地区コミュニティセンター (105人)
- 平島集会所 (40人)
- 川内市総合防災センター (収容予定者数: 100人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)
- 川内市医師会立市民病院 (収容可能者数: 200人)

「川内地域の緊急時対応」

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_sendai.html